

実際に使われた小道具も

大河ドラマ館がリニューアル

問い合わせは 文化国際課 ☎027-898-6992

NHK大河ドラマ「花燃ゆ」の舞台が群馬に移ったことを受けて、県庁昭利庁舎2階のぐんま花燃ゆ大河ドラマ館の展示を一部リニューアルしました。渡米する新井領一郎に手渡された吉田松陰の形見の短刀や県庁の看板、ドラマの撮影で実際に使われた小道具など15点を追加。明治編のポスターに使われ、本編にも登場する主人公・美和のドレスや夫となる初代県令・楢取素彦の礼服も展示されています。この衣装の前では記念撮影可能。ドラマの世界を感じてみませんか。



◀主人公、美和のドレスと初代県令・楢取素彦の礼服

日時=来年1月31日(日)まで、午前9時～午後5時

費用=高校生以上500円、小中学生200円(ぐーちよきパスポート、ぐーちよきシニアパスポート、障害者手帳、記念共通バスカードなどの提示で割引あり)



▶吉田松陰の形見の短刀として劇中で使用された小道具

ドラマ館入場者10万人達成

10月23日、ドラマ館の入場者が10万人を達成しました。10万人目となったのは、長野県北佐久郡から来館した、掛川栄さん・ちる子さん夫婦。「本当にびっくりですが光栄です。群馬は長野からも近いので、花燃ゆにも親近感を持っていて、毎週見えています」とコメント。山本市長から、ころとん人形とふくさが、真下市議会議長から、ぐんまちゃん人形が贈られました。



支給対象者には12月以降に通知を郵送

医療と介護の負担額を軽減

国民健康保険課 ☎027-898-6249

案内

国民健康保険(国保)に加入している世帯に介護保険の受給者がいる場合、自己負担額を合算して一定の限度額(右表のとおり)を超えたときは、その超えた金額が支給されます。昨年8月1日からことし7月31日までに支払った自己負担額が対象になります。

7月31日時点で国保に加入している支給対象者には、12月以降に通知を郵送します。なお、国保以外の保険に加入している人は、それぞれの医療保険の窓口にお問い合わせください。

世帯の自己負担限度額			
所得区分			国民健康保険と介護保険の合計額
70歳～74歳	現役並み所得者 ^{※1}		67万円
	一般 ^{※2}		56万円
	住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ ^{※3}	31万円
		低所得者Ⅰ ^{※4}	19万円
70歳未満	上位所得者	901万円超 ^{※5}	176万円
		600万円超～901万円以下 ^{※5}	135万円
	一般	210万円超～600万円以下 ^{※5}	67万円
		210万円以下 ^{※5}	63万円
	非課税	住民税非課税世帯	34万円

※1 70歳～74歳で高齢受給者証の一部負担割合が3割
 ※2 70歳～74歳で※1・3・4以外
 ※3 世帯全員が住民税非課税
 ※4 世帯全員が住民税非課税で所得が一定基準以下
 ※5 世帯の国保加入者の基礎控除後の所得の合計で判定

市民展にあなたの力作を

問い合わせは 生涯学習課 ☎027-210-2198

前橋市民展覧会の作品を募集。入選・入賞作品の発表は来年1月20日(水)午前10時に前橋プラザ元気21内中央公民館で(電話での入賞・入選の問い合わせは不可)、展示はアーツ前橋で行います。詳しくは開催要項をご覧ください。

出品資格者=市内在住・在勤・在学の16歳以上の人
費用=1点2,000円(書道・美術は同一部内に2点以上出品の場合は、1点増すごとに1,000円追加。写真部門に2点以上出品の場合は、1点増すごとに1,000円追加)。18歳以下は無料
出品票・開催要項の配布=各公民館・市民サービスセンター・コミュニティセンターで
申し込み=下表の各搬入日時に前橋プラザ元気21内中央公民館へ直接



市民展覧会の募集作品の概要			
部門	規格	搬入日時など	入選作品展示期間
書道	漢字	来年1月8日(金)午前9時30分～午後3時	来年2月25日(休)～3月1日(火)
	かな		
	新傾向(墨象・近代詩文・大字書)		
美術	日本画(極彩・水墨)	来年1月11日(月)午前9時30分～午後3時	来年1月28日(休)～2月2日(火)
	洋画(油彩・水彩・アクリル・版画・パステル・きり絵・はり絵など)		
	彫刻・工芸		
写真	風景・ネイチャー	来年1月10日(日)午前9時30分～午後3時	来年2月11日(休)～16日(火)
	花・動植物		
	スナップ・人物		

消費者の3知

物干しざおが10万円!

事例「物干しざお2本で1,000円」とアナウンスしていたトラックを見つけた、呼び止めました。「安いのはすぐさびる」と言われ、2本で10万円のざおを勧められました。高いので断わってもあつという間にざおを切りました。「お金が無い」と断ると、「5万円がいい」と迫られ、仕方なく支払いました。

回答物干しざおの移動販売の相談が増えていきます。拡声器での呼び掛けを聞いて業者を呼び止め、呼び掛けとは別の高額な商品を契約した場合は訪問販売に該当する可能性があります。契約日から8日間であればクーリング・オフができます。領収書が渡されない、渡されても領収書の住所や電話番号が実在しないケースが多くあります。その場合、業者の所在が分からず返金交渉ができません。販売価格を確認し、納得できなければお金を払わないようにしましょう。断るのが難しい場合は警察や近所に助けを求めましょう。

問い合わせは
消費生活センター
☎027-230-1755